

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 間仕切り用パネルの少額減価償却資産の判定

**Q** : 当社ではこの度、事務室と応接室とを仕切るための間仕切り用パネルを設置しました。このパネルの1枚当たりの単価は10万円未満ですので、少額減価償却資産に該当すると考えてよいでしょうか。

**A** : 1枚当たりの単価ではなく、間仕切りとして完成されたものを1つの単位として判定します。

### 【解説】

法人がその事業の用に供した減価償却資産で、取得価額が10万円未満のもの又は使用可能期間が1年未満のものについては、企業経理の簡素化等の観点から、事業の用に供した日の属する事業年度で、損金経理をしたときは、損金の額に算入することができます。

この場合、取得価額が10万円未満の少額減価償却資産かどうかは、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。

ところで、間仕切り用のパネルについては、パネル1枚では独立した機能を有するものではなく、数枚が組み合わせられて隔壁等を形成するものですから、個々のパネル1枚ごとに少額の減価償却資産であるかどうかを判定することは相当ではありません。間仕切りとして設置した状態において少額の減価償却資産であるかどうかを判定することが相当です。

つまり、間仕切りとして完成されたものを1つの単位として、判定することになります。

